

審議会等の会議結果報告

| | |
|------------|--|
| 1. 会 議 名 | 平成 29 年度第 2 回松阪市環境基本計画策定委員会 |
| 2. 開 催 日 時 | 平成 29 年 6 月 16 日 (金) 午後 3 時から午後 5 時 |
| 3. 開 催 場 所 | 松阪市殿町 1340 番地 1 松阪市役所 5 階特別会議室 |
| 4. 出席者氏名 | (委 員) 岩崎恭彦 (委員長)、西孝、富田靖男、竹内直子 小坂滋子、横田有香、伊藤覚 (事務局) 荒川環境課長、徳田政策係長、田代主任、土谷 |
| 5. 公開及び非公開 | 公 開 |
| 6. 傍 聴 者 数 | 0 名 |
| 7. 担 当 | 松阪市環境生活部環境課政策係 TFL 0598-53-4425 FAX 0598-26-4322 e-mail kan.div@city.matsusaka.mie.jp |

協議事項

1. 計画策定にかかる基礎調査
2. 第一次計画の検証および現況整理
3. 第二次計画策定の考え方
4. その他

平成29年度 第2回松阪市環境基本計画策定委員会 議事録

日時 : 平成29年6月16日(金) 15時00分～17時00分

場所 : 松阪市役所本庁 5階特別会議室

出席者 : 13名

策定委員 7名

岩崎恭彦、西孝、富田靖男、竹内直子

小坂滋子、横田有香、伊藤覚

事務局 4名

荒川環境課長、徳田政策係長、田代主任、土谷

オブザーバー 2名

鈴木保全係長、創建

〈議 事〉

1. あいさつ

※徳田係長あいさつ

※委員長あいさつ及び資料の確認

※事務局から各委員へ追加資料の配布

2. 議題

1 : 計画策定にかかる基礎調査

(1) 国・三重県・松阪市の上位・関連計画について

(2) 松阪市の環境に関する基礎調査

(3) 環境に関する市民意識の把握

委員長 : 事項に沿って議事進めさせていただきます。では、事項の1番計画策定にかかる基礎調査について事務局から説明をお願いいたします。

※田代主任による説明

※説明途中での質問

委員 : 資料2の27ページの生活排水処理の表で、平成25年度から26年度にかけて水洗化率が下がっているのはなぜか。

事務局 : 確認させていただきます。

※説明再開

委員長 : ありがとうございます。では、冒頭で説明のあった本日の議題の中心は、第二次の計画をどのような考え方で策定していくかというところだと思います。それを議論するための基礎的な調査を結果についての報告をされたと思います。疑問に思われたところなどご自由に発言をしていただければと思います。いかがでしょうか。

委員 : 松阪市の上位計画の中で国や県で共通しているのは、生物多様性、気候変動や地球温暖化が入っていると思いました。ここのなかで市も取り組んでもいいのではと思いました。資料2の11ページで訂正していただきたい部分があります。身近な動植物で「三重県指定希少野性動植物」が20種になっているが、今年の3月31日で2種追加されている。松阪市で関係するのは「ネコギギ」と「アゼオトギリ」です。そのあたりの訂正をお願いします。

事務局 : ありがとうございます。

委員長 : 資料2の部分は適宜訂正をお願いいたします。ほかに市から回答していただくようなことはありますか。資料1について、生物多様性や気候変動関係のものについては計画が市には今のところ存在しない。今後の策定予定あるいは、個別で事務事業として対応していく予定ですか。

事務局 : 市の方では、生物多様性に対する計画はありません。現状では生物多様性の部分について計画を策定する予定はありません。ただ、今回の計画策定の中でも、多様な生物については随時、上位計画の方向性を確認しながら、計画の中で触れていければと思います。気候変動や地球温暖化対策関係については、松阪市の事務事業の計画ということで、エコフィスアクションプログラムまつさかで目標なりを設定して取り組みを進めています。ただ、国の方では地域計画ということで地域を巻き込んだ計画を作りなさいという努力目標を示されてはいるが、松阪市ではまだ踏み込んでおられません。そういったことも計画の中で章立てをするなりして触れていければと考えています。それが計画という形ではなくても、みなさんに環境にやさしい行動を促していくなどで地域に広がっていければと考えています。

委員長 : このような動向を受けて策定していく環境基本計画は環境全般についての計画ということで、個別にない部分をカバーやフォローをしていくのも環境基本計画の役割だと思います。今発言していただいたような趣旨で策定を進めていただければと思います。ほかにいかがでしょうか。今回のこの資料の取り扱いで、環境基本計画の本体にも、策定に至る背景ですとか、現在の環境に対しての評価や施策の目標だとか、具体的な取り組み内容に先立つ形でよく掲載されているのを見ますけれど、今回ご報告いただいた資料の1～3までのものについて、どういふものをどういふ形で環境基本計画の本体に収録していくか、そこについて何か見通しがあれば教えていただいてもよろしいですか。

事務局 : 次の議題での資料になりますが、資料5のA3の2枚になります。こちらの2枚目の構成案のところで示させていただいている。これが第二期計画をベースに第二次計画の構成案としている。1章2章の左側にあり、真ん中に3章4章、あいだに5章を入れる予定で、右側に5章、真ん中下2つが6章7章という形で構成を考えている。先ほど委員長がおっしゃられた部分については、1章2章のあたりで触れていくことになると思います。すべてをここに載せるのは非常に見にくくなりますので、この中から特に目指すべき環境像や環境目標の設定の根拠になるものを抜粋しまして載せていきたいと思っています。今後、議論していく中で、環境目標が決まったらそれに関連するものを載せていくことになる。

委員長 : 今回ご提示された資料をそのまま掲載されるのではなく、これから策定していく内容に合わせて載せていくということですね。そのことを前提に、2点ほど申し上げたいことがあります、資料2の9ページのところに水循環<川・海>とあるが、水循環のことが書いてあるが、ここでの記載が環境面からの記載になっていない。松阪市にはこういう川があってそれが海になっているとしか書いていない。それが松阪の環境に対してどういふ存在意義があるのが、どういふ影響を及ぼしているのか、どういふことが課題になっているのかがここでの記載から読みとれるものがないので、もし今後、環境基本計画に掲載していくことになったら、こうした水循環がどう影響を及ぼしているのかという観点からの記載を検討いただくといいかなと思ったのが1つ。もう1つは13ページで前回での議論で、獣害の項目を掲げていただいたと思いますが、この資料がかなり唐突に出てきているという形になっていて、この獣害について松阪の環境で見たときにどういふ課題としてとらえているのか、そういったことを今後、記載項目として検討いただくことが必要なんだというように思いましたので、単にアンケート結果を載せるのではなく、ここから何が読み取れるのかという点から検討を進めていければと思いました。

委員 : 13ページの獣害についてですが、アライグマの被害が非常に少ない。嬉野の方では空き家での被害がすごく多いので、資料ができたときより増えていると思う。そういった住居のことも考えていかないといけないと思います。また、水環境では、外来魚が増えているので、そういった対策のことも、もっと入れていただく方が良いと思います。生活圏を動物が犯していることも。また、もう少し農業のところにも重点をおいていただきたい。

委員 : 鳥獣保護管理計画が県の方から出ている。それも活用してはどうか。

事務局 : 計画の中にも調査として入れさせていただくことを検討し、参考にさせていただきたいと思います。

委員 : 資料2の15ページの水質汚濁についてですが、3種類しか載っていない。9ページを見ますと、松阪市には、ほかにもいろいろ川が流れているが、ここに載っていない川があり、それらの水質の状態とかはどうかになっているかが疑問とあります。資料を見ると、環境基準をすべて満たしている状況に見えるが、実際はどうかのかが疑問にあります。

事務局 : 実際には載っていない川の分については調査されていない。どのような状況かというのはここには把握されていないのが現状です。ただ、大きな川については調べられている。その部分については環境基準として守っている。

委員 : 調査をするしないの基準はどう決めているのですか。

事務局 : 細かい調査基準については担当の者が席をはずしていますので後で回答させていただきます。環境基準が設けられている川はありまして、県の方で調査されている。法的に環境基準があるので調査している。松阪市が追加調査してる川もありますが、法的に決められているものはない。

委員 : 資料4の方で、1番の健全な水循環の回復と維持の目標値が18地点になっているが、そこで最低18地点調査されていると思いましたが載せていただいたところでは9地点の半分しか載っていないので、不思議に思った次第です。

事務局 : 18地点の川の調査をしていたが、調査を続けていく中で環境基準に適合しない川が近年見られなくなったので調査を減らしています。大きな川の方について

は県の方でされているので、そのデータは確認しています。最新のものは平成28年のものになります。29年度以降は18地点のは調査していません。それだけ近年、環境基準を超過することがないということです。資料4の話になりましたが、これは法律で定める環境基準と比べて、厳しい基準で評価をしている。環境基準としては守られているので、調査を減らしている。今後も調査はしないので、県の資料を活用していくしかないと思っています。

委員長 : ほかにいかがでしょうか。

委員 : なし。

委員長 : それでは、事項2の第一次計画の検証および現況整理について事務局から説明をお願いいたします。

2 : 第一次計画の検証および現況整理

※田代主任による説明。

委員長 : 資料4についてお気づきになったことをお願いいたします。

委員長 : 一般論から言って、8つの目標があるのに、達成できたのは3つだけかというように、受け止められてしまうと思う。市としてはこれをどのように評価していますか。

事務局 : 目標値を掲げて、それを必ず達成することは難しい。川のBOD、CODの河川の環境基準の適合率の向上なども年度によってかなり差がある。状況から見ても2ページ目の16年度8地点、23年度6地点、24年度13地点などの倍の開きがある。こういう目標を掲げることで、意識的に河川の環境に配慮していただくような行動や施策をとっていくということを考えている。必ず達成できるものはないと考えている。達成状況としては、3つということで半分にも満たないが、達成を目指して政策を検討し、実施していくものと考えています。

委員 : 資料4の1の4のところで、1人あたりの都市公園面積の増加を目標として設定するのは適切かどうかというところがある。実現困難な数字を挙げていると思う。

委員長 : 目標の立て方はいろいろあると思いますが、実現可能性みたいなものを加味して現実的に達成可能な目標を掲げるのも一つの方向ですし、事務局からあったよ

うに意欲的、野心的な目標達成に向けていくのも考え方の一つです。第一次計画の8項目中3項目であるということを前提に、第二次計画でどういう考え方で目標を考えていくのかを委員会でも検討したい。今の話だと、第二次計画の方でも実現可能性にとらわれることなく、かなり高い目標を掲げていく考え方ということで受け止めてよろしいですか。

事務局 : 現実的な部分だけを考えていけば、達成できるものしかない。環境は野心的なぐらいの目標を立てて、それを目指して意識啓発の部分が大きいと事務局的には考えているがあまり現実離れしたものにすると、絵に描いた餅になる。そのあたりの微妙なバランスを加味しながら目標設定をしていきたい。

委員 : 高い目標を設定して、市民も加わって努力していこうということも必要である。いろいろな理由があるが全国的な目標数値の基準として挙げられていても、果たして松阪市で設定するのは適当かというところもあり一律には言えない。

委員 : 次の項目で検討していけばいいのでは。

委員長 : ほかにいかがでしょうか。

事務局 : 先ほどの質問の水洗化率の低下について説明します。確認したところ、計算方法の見直しが行われており、その前の年度までは供用開始日を4月1日としていたが、26年度からは3月31日に変更されたようで、そうすることにより処理区域が広がったにもかかわらず、接続した分を含めることができなくなり水洗化率が下がったということになる。27ページを見ていただくと、処理区域の面積が26年度が24年度に比べて減っていると思うのですが、こちらについては、24年度までは農地が処理面積に含まれていたが、この時期に見直しをかけられて25年度は面積が減っている。その後、25年度は面積が広がったけれども計算方法の変更によって、従来までは処理区域を広げて接続人口を分子に足せたが、この年度からは分母だけが大きくなり、分子は前のままということになり計算方法により減少したということになり、特殊な例になります。

委員 : わかりました。

委員長 : ありがとうございます。では次の議題でよろしいか。

事務局 : 資料2の15ページで横田委員から質問をいただいたところです。再度説明いた

します。河川の類型を定められている河川になる。こちらについては環境基準の数値がありますが、これ以外で調査している松阪市内の23地点については臨時で調査をしている。29年度以降は、調査を減らしているが、調査をしていた中で数値的に問題がない時期が続いたので、過去に水質で問題があったところや希少な生物がいる川などは調査を継続していき、29年度からは調査地点を減らした。これまでは、23河川の37地点で調査をしていました。基本的に松阪市が調査をしているものは、法や条例に基づくものではなくて、あくまで松阪市内の水質を把握しようということで調査している。問題があれば調査をしているので基準値に関わらず調査をしていました。以上が補足説明になります。

委員長 : 調査対象になっている河川がどういう基準でどう決まっているのかという質問だと思っていて、県が調査しているのは、水質汚濁防止法に基づく条例で決まっている。松阪市が従来、独自に調査してきた河川があって今回それを絞っていく話だったと思うが、どういう河川をどういう基準で調査対象していくのかを聞かせていただくとよいかなど。

事務局 : これまでは県の調査を補完する形で追加調査をやっていたが、今回、市で行おうと考えている場所については県の実施する場所以外で、本来法的には調査をする必要のない部分、例えば、希少生物のネコギギがいて、地元の方の関心が高い下水道未整備の場所で、生活排水による影響が心配されている場所などです。また、過去にある事業者が河川にBODの高い排水を流されて水質汚濁のあった上流や下流を調べたりしている。特に決まりはないが、何かしらの地域で心配されている、もしくは問題があったところを中心に調査していきますので今後定点で毎年していくことは考えていない。その時々に合わせて、調査地点を変えながらしていこうと思っている。

委員長 : よろしいでしょうか。

委員長 : では、事項3の第二次計画策定の考え方について説明をお願いします。

3 : 第二次計画策定の考え方

- (1) 第二次計画策定の考え方について
- (2) 第二次計画の構成について

※田代主任による説明

委員長 : ありがとうございます。では、今あった第二次環境基本計画の考え方についてよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

委員 : 事務局案の第3章で、地域別の基本方針は削除を含めて検討するということですね。どういう趣旨でしょうか。

事務局 : こちらの地域別の計画については、第一次計画時点で市町合併の直後で、地域別を考慮してつくられてきたが、合併後10年以上経過して今となつては松阪市はごみ処理などを含めて一体となっています。そういった中で地域別の基本計画的なものは市で一体として考えていく中で削除を検討したい。特に地域的な違いで農山村や都市などが存在するが、旧町のようにくりでの地域別というのは削除を検討したい。

委員 : 旧市町別がいいのか、条件別がいいのか。

事務局 : 事務局的には、松阪市の中でも、獣害がある嬉野の地域や、飯南飯高では被害が大きいということもあるので、項目別に考えていくつもりである。

委員 : 余談になりますが、この前に京都大学熊野寮でイノシシが出たニュースがありました。全国的に広がりのある大きな問題です。

委員 : 昔の環境教育は自然の生活の中にあつた。環境教育と環境学習が一番大事である。今までは小さい子どもは外で遊んで、自然と触れ合つて生活していたが、今は全くない。なので、これからどうなっていくかが心配である。自然との触れ合いが生活の中に入っていないのがおかしいのでは。自然との触れ合いを大事にしていきたい。

委員長 : 竹内委員、何かいい環境教育のアイデアはありませんか。

委員 : 先ほど出てきた意識調査のなかで、これからの環境教育への期待が少なくなっていることが残念だと思っている。今までやってきた環境教育では、伝わるものが少ないのでは。学校でも環境教育で従来のコツコツと分別をしてみたり、地域を散歩したりではなく、目的意識を持たせて外へ行ったり、自然と触れ合つたりすることが大事である。それから、今年度において、森林環境学習にわが校が勉強のために参加したが、子どもたちは普段海の近くに住んでいるため、森林に対する意識がなかったが、実際に木材を見たり、切ったりした。また、原木のしつと

りとした生木を触って工作をしたりして経験することは、子どもたちにとって非常に大きい。そのあたりを学校だけで進めていくのは限界があるので、広域の地域の方々に協力をさせていただきながら、目的意識をもちつつ、体験型教育も進めていきたいと思っている。

委員 : パートナーシップ会議がそうですね。毎年ベルファームで行われるイベントの中には、木材で工作したりするものもあり、参加する子どもも多いので、もっと体験型の学習を充実させればよいと思う。パートナーシップ会議には、企業の方々も参加していただいているので、そういう意見があるということ伝えていただきたい。

委員長 : 先ほどお話のあった「自分のこと化」ということだが、今海に住んでいる人たちも山の環境に触れて、これも松阪の環境であるという自分のことだと思えるような、工夫をこれからしていく必要があるということだと思います。「自分のこと化」という言葉がどうかというのは、これからご意見をいただいて考えていきたい。これは環境教育にとって非常に重要な点だと思いますので、ぜひ、今回の環境基本計画の改定に合わせて、環境教育に力を入れていくきっかけにしたいだけではないいろいろな仕掛けをしていただくとよいと思いますので、ご検討をよろしくお願いいたします。

委員 : 「自分のこと化」という言葉はどこから引っ張ってこられたのですか。それともオリジナルですか。あまり聞いたことがないが。

事務局 : オリジナルといえますか、環境計画を作っていく上で、市民や子ども、事業者の方が自分のこととしてとらえていけるような、もっとわかりやすいキャッチコピーのようなものがあればいいのですが。ただ、計画を作っていく方針として、自分のこととして考えていただける、思っただけのような計画にしたいと思っただけでいい。第2章の構成の中にも環境にやさしい行動指針ということで、松阪市の環境にやさしい行動をするために、市民の方はこのようなことをしましょう、事業者はこのようなことをしましょうというのを掲げているのですが、子どもたちにも楽しみながら取り組める行動を計画の中に入れられたらな、という思いがあります。

委員 : 「自分のこと化」は言いやすくてよいかと思います。どこかで使われていますか。

事務局 : 「自分のこと化」は特にほかでは使われていないと思います。

委員長 : 趣旨は伝わってきます。

委員長 : 思い付きの発言ですが、環境のことは現代世代だけではなく、将来世代のことも考えていかなければならないということがよく言われるが、自分のことというと、今生きている自分に限定されてしまうという受け止め方をされるかもしれないので、そうではなく、将来世代のことも含まれている趣旨をうまく伝えられるような形に考えればよいと思います。狭い意味で自分ということではなく、そういったことも含めて自分のこととして考えていける趣旨だと思います。

委員 : そういう趣旨であるという説明があればより理解してもらえます。

委員長 : ほかにいかがでしょうか。

委員 : 以前、社会見学でクリーンセンターや下水処理場に行かせていただいた時に、その職員がいつも子どもたちに言うのは、「一人一人の行動はとても小さいが、私ぐらいと思うかもしれないが、松阪市民16万人が集まればすごく大きな力になるので、君たちに期待しているよ。」と言ってもらっている。子どもたちはそれが励みになっている。そういう自分の小さな行動が社会を変えていくということが見えたら、イメージできるし、行動する励みになると思う。

委員長 : そういう計画にできそうですか。

事務局 : 子どもたちに読んでいただけるような計画になればとおもいます。この緑の冊子だと読んでいただくのは難しいので、できれば概要版などを作って各学校に配れるようにはしたい。その時に子どもたちに「私たちはこんなことをすればいいんだ。」という指針のようなことをわかりやすく示せばいいなというように考えています。

委員 : ごみ処理のことなども子どもたちにわかりやすく知ってもらえるように作ってもらえたらと思います。学校では毎年ポスターを作って表彰したり、入選した絵などはパッカー車に貼ったりしている。ほかの面にももっとそういった取り組みをしていただけたらいいかなと思います。

委員長 : 論理の飛躍があることを承知で言うが、目標との考え方であると個人的には思っている。一人一人の行動が環境を良くするということがよく言われていますし、

一般論としては、子どもにも周知されていると思う。自分で明日やるのが16万集まるとどうなるか、それが松阪市の環境目標にどれだけ貢献することになるのかということを読得的に伝えられるかどうかだと思っている。一般的抽象的に環境が良くなるということではなく、16万人が一つ行動すると、目標にこれだけ貢献することになるということを通じて反映させるのは難しいが、どこかの項目で示せると呼びかけもしやすいのではないかと思う。

委員 : 一人一人の行動を習慣化できればより良い成果が出る。そのための起爆剤になるような何かをできればよい。それが大きな結果を生むのではないか。環境については継続した取り組みが必要である。なかなか成果が出せていないが、成果がわかるものを目標設定できれば一人一人の取り組みもわかりやすいのではないか。

事務局 : この場でお答えするのは難しいが、すぐに見える形で、例えば、自分たちの活動がこれだけ貢献しているということが分かる目標をつくるというように理解させていただく。

委員 : 大事なことである。そういったことが10年20年先で役に立つということが分かるような具体的な目標をつくった方がよい。

事務局 : 検討させていただきたい。

委員 : この事務局の計画構成案ですが、私はこれでよいと思います。第5章で前の基準で行くと、基本目標を6つに分けられていたが、今回の新しい計画では3章4章を一つに統合して基本目標3にし、5は二つに分けるということですね。

委員長 : 代替案がないまま発言するのは申し訳ないが、今回の基本目標の3と4を統合して、安全安心な快適生活環境の創造という形でまとめられるということですね。安全安心ということに関する国の環境基本計画の方でもそういうものを掲げるということの一つの背景にしているという説明がありましたが、国の環境基本計画で言う安全はかなり狭い意味で使われている。計画の改定の前に原発の事故が起きて、放射性物質による環境汚染も環境省の所管ということになったことを直接の背景として、安全の上に豊かな環境が成り立つということをも明記するに至ったということだと思う。なので、放射性物質や有害化学物質などの危険なものを国の環境政策では取り扱うので、安全確保が環境政策の目標として掲げられるのはわかる。しかし、基礎自治体の環境政策で危険なものを取り扱うかということとそうではない。そういう基礎自治体の環境政策で安全を掲げると

いうことは、どういう安全を目指して環境政策となるのかがイメージとして結びつかないが、どう思うように考えたらよろしいですか。

事務局 : 環境課では水質汚濁、有害物質、騒音振動などは保全系の管轄となっている。その中でも水質などはほぼ安定しているということもあって特段の事情がない限り、調査を減らしていつているなかで、基礎自治体として考える環境の安全というのは、そういった水質汚濁や大気汚染の防止などの身近なところでの安全安心と考えている。その中での安全安心を目指していくということですので、国のような大きなことを目指すのは難しいですし、我々が考えるのは基礎自治体として、工場からの排水が汚れている可能性があるものは、公害防止協定を結んで事業者にも努力を求めるとともに、調査を臨時で行ったりすることなどを含めた安全の確保ということを考えています。

委員長 : 今のお話の安全では、環境基準が達成されており、少なくとも人に対しての有害ではない。先ほどの話でもあったが、すでにかんりのところで環境基準が達成されているので、もっと質の向上といえますか、最低限の環境基準の確保を目指すのではなく、上を目指していくということだと思ふ。その時の目標が安全でいいのかという疑問がある。安全というのは最低限危険ではないものを確保していくことではないかと考えていて、今お話しされたことが松阪市の方向であるとすれば、安全に変わる何かを見つけていただいたほうが良いのではと思ふ。

事務局 : 安全という面では先ほどお話ししたような規制や臨時での調査などが安全確保の部分である。また、安心と書いていますが、快適な生活環境の創造の中で、歴史文化や公園、景観で豊かな環境づくりを施策として進めていくことで、安全を目指すのではなく、その上を目指そうということですので、安全を基礎とした上での快適な環境の創造などの施策の章立てになっています。先ほどの中でききますと、公害防止協定を結ぶだけを安全の目標としているのではなく、この章の目標はそれを超えたところの目標立てをしていきたい。

委員長 : ありがとうございます。

委員 : 5を分ける趣旨は何ですか。

事務局 : 環境目標の5は循環型地域社会の構築と地球温暖化防止対策の推進ということで、簡単に言うと、テーマがごみ問題と地球温暖化防止で省エネルギー、新エネルギーの推進が近年、非常にクローズアップされているものなので、松阪市にお

いても木質バイオマスなどのエネルギーが進められています。パリ協定の締結を受けて省エネルギーが求められていることや、ごみ処理の一元化も進めていますので、章立てを分けて記載を増やしています。

委員長 : 今日のところでは個別の施策のテーマまで検討していただく段階ではなく、従来の基本目標3と4を統合することや基本目標5を二つに分けて整理することなどのくり方まとめ方や基本目標の立て方や整理の仕方がどうかの意見がいただきたいということでした。

委員 : 安全安心が漠然としているし、これからのまちの経済は産業が発達していかないと生活が成り立たない。だからそういった産業公害などを入れておいたほうが、これからのまちの経済を考えたときに、綺麗ばかりでは暮らしていけないので、項目として入れたほうが良いのでは。漠然としているより、工場などを誘致していかないと思う。

事務局 : 基本目標5のところでは環境産業の育成で触れています。環境に配慮した工場誘致であるとか、リサイクルなどの環境に関連する事業者の誘致を進めていこうということは個々のテーマで触れています。

委員長 : 「自分のこと化」、基本目標3と4を統合して安全安心快適な生活環境の創造などは、対象となる主体は市民寄りのニュアンスが強いと私も思いまして、産業公害の防止は事業者もここでの取り組みの主体であることを、いかに自分のこととして認識させられるような表題になるかという問題提起だったと思います。そこは基本目標に事業者も自分のこととして考えてくださいという趣旨を伝えるのか、それとも施策で示すのかは工夫の問題だとは思いますが、今のご指摘はそういう趣旨だったと思いますのでご検討いただけますでしょうか。大きなくくり方としてはこういった方向性でよろしいということで確認いただいたということよろしいでしょうか。

委員一同 : はい。

委員長 : では、これで本日の議題はすべて議論させていただきましたが、全体を通してあるいは今日の議題には挙がっていなかったことで何かございましたらご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同 : はい。

委員長 : これから計画案の策定が進んでいって、具体的な形で皆様の前で提示されていくが、その都度さかのぼるような形で議論していくこともできると思いますので、今日の基本目標のくくり方についてまた次回以降においてでも発言いただきたいと思います。では事務局からその他についてお願いします。

事務局 : 第3回、第4回の委員会の日程調整をさせていただきたいと思います。前回の会議の中で、7月11日に第三回策定委員会でどうですかという話でしたが、委員の皆様は日程的にいかがでしょうか。午前午後どちらのほうがよろしいでしょうか。

委員長 : 前回の会議であったのは、午前9時30分からということでありましたが。

事務局 : では7月11日9時30分に第3回とさせていただきます。場所につきましては、火曜日である事、選挙前であり投票事務としてこちらの会場は使うことができませんので後日、資料とともにお送りさせていただきたいと思います。8月に入りますと、上旬に第4回、下旬に第5回と2回予定させていただいております。こちらで日程を調整させていただいたところ、第4回は8月2日あるいは4日を考えておりますが、どちらがご都合よろしいでしょうか。

委員 : 会社の都合により、厳しいかもしれませんが、調整させていただきます。現状では両日ともに参加できますという事ははっきり申し上げられません。

事務局 : 日程的に上旬と下旬で行う必要がありますので、欠席であれば資料を送るということで対応させていただきます。竹内委員が4日は都合が悪いということで、8月2日とさせていただきます。それでは午後いかがでしょうか。

委員一同 : 異議なし。

事務局 : それでは8月2日午後2時から2時間程度予定させていただき、第4回とさせていただきます。それと第五回の日程についてですが、8月21日午前午後あるいは8月23日の午前で決めたいと思います。先の予定になりますので、次回でも確認させていただきますが、今時点でのご都合でよろしく願いいたします。

委員 : 23日のほうが都合がよいです。

事務局 : では8月23日の午前で決めさせていただきます。

委員一同 : 異議なし。

事務局 : 時間は午前10時で、第5回は8月23日の午前10時からとさせていただきます。場所については後日連絡させていただきます。日程については、次回以降で随時調整させていただきます。事務局からは以上です。

委員長 : 委員の皆様からはよろしいでしょうか。

委員 : なし。

委員長 : それでは本日の委員会はこれにて終了とさせていただきます。ありがとうございました。